

当ファンドは、特化型運用を行います。

トヨタモータークレジット／トヨタグループ債券ファンド



第2期決算および分配金のお支払について

平素より、「トヨタモータークレジット／トヨタグループ債券ファンド」(以下、当ファンドといいます。)をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2017年2月13日に第2期決算を迎え、以下のように分配を行いましたので、足元の市場動向や今後の市場見通し等と併せてご報告いたします。

分配実績 (1万口当たり、税引前)

当期の分配金は、分配方針に基づき、基準価額水準やポートフォリオの利回り等を勘案し、50円といたしました。分配金支払い後の基準価額は10,871円となりました。

決算	2016年11月	2017年2月	設定来累計 (17年2月13日まで)
	第1期	第2期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	20円 (0.2%)	50円 (0.5%)	70円 (0.7%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	2.2%	7.1%	9.4%

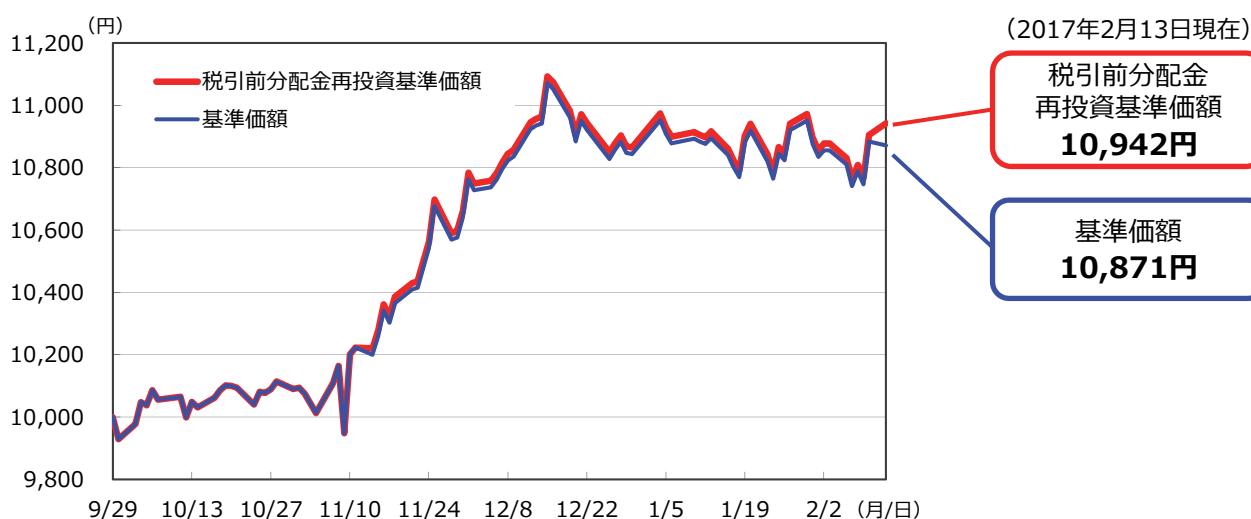
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額の推移 (2016年9月29日(設定日前日)～2017年2月13日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは5ページおよび投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ポートフォリオの概況（2017年1月末現在）

ポートフォリオ特性値	
クーポン (%)	3.2
残存年数 (年)	3.3
デュレーション (年)	3.1
直接利回り (%)	3.1
最終利回り (%)	2.3
平均格付け	AA-

発行体別組入比率 (%)		
1	トヨタモータークレジット	41.6
2	トヨタモーターファイナンスオーストラリア	22.7
3	トヨタクレジットカナダ	17.4
4	トヨタモーターファイナンスオランダ	17.0

組入上位10銘柄							(組入銘柄数 12)
	銘柄	通貨	クーポン (%)	残存年数 (年)	償還日	格付け	比率 (%)
1	トヨタクレジットカナダ社債	カナダドル	2.250	2.3	2019/05/23	AA-	17.4
2	トヨタモータークレジット社債	アメリカドル	2.625	5.9	2023/01/10	AA-	13.0
3	トヨタファイナンスオーストラリア社債	ニュージーランドドル	5.070	2.0	2019/01/24	AA-	11.5
4	トヨタモータークレジット社債	アメリカドル	2.750	4.3	2021/05/17	AA-	11.1
5	トヨタモーターファイナンスオランダ社債	オーストラリアドル	3.610	2.3	2019/05/15	AA-	10.1
6	トヨタモータークレジット社債	ユーロ	2.375	6.0	2023/02/01	AA-	8.4
7	トヨタファイナンスオーストラリア社債	オーストラリアドル	4.250	2.3	2019/05/15	AA-	6.9
8	トヨタモーターファイナンスオランダ社債	オーストラリアドル	2.670	2.8	2019/11/18	AA-	5.3
9	トヨタモータークレジット社債	イギリスポンド	4.000	0.8	2017/12/07	AA-	4.5
10	トヨタモータークレジット社債	アメリカドル	3.300	4.9	2022/01/12	AA-	4.5

(注1) ポートフォリオ特性値の各数値は、ポートフォリオが保有する各銘柄の数値を加重平均した値です。

(注2) 平均格付けは、2017年1月末現在でマザーファンドが保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付けではありません。

(注3) 構成比を示す比率は、当ファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

(注4) 四捨五入の関係上、合計が一致しないあるいは100%とならない場合があります。

債券市場の振り返り

2017年1月末（現地1月30日）の米国長期金利（10年国債利回り）は、12月末からほぼ横ばいの2.49%となりました。月の前半には弱めの雇用統計に反応して利回りは低下しましたが、トランプ大統領の景気刺激的な政策に対する期待もあり、その後は利回りの上昇余地を試す展開となりました。月末にかけては、政策の実行性に対する疑念や保護主義色の強い通商政策に対する懸念が生じて利回りは再び低下し、前月比ではほぼ横ばいとなりました。

為替市場では高値警戒感から円安傾向に歯止めがかかり、1月末には12月末より円高水準である113円台となりました。社債スプレッド（国債に対する上乗せ金利）は小幅な動きにとどまり、国債利回りと同様に社債利回りもほぼ横ばいとなりました。社債の新規発行額は記録的な高水準に達しましたが、社債利回りに対する投資家のニーズは強く、継続して資金が流入し、社債に対する需要と供給はバランスを保ったまま推移しました。

今後の市場見通し

トランプ大統領は就任後に次々と大統領令を発令し、政策の方向性が明らかとなってきました。保護主義的な通商政策が鮮明となっており、先行きの経済成長への影響が懸念され始めています。ただ足元での景気指標は堅調なものが多く、債券利回りは方向感を欠いた展開が続きやすいと見込んでいます。減税やインフラ投資など財政関連の政策はまだ不透明なままであり、2月後半に発表が見込まれる予算教書が、債券相場の行方をみるうえで重要な判断材料になると考えています。

企業の社債発行は1月から活発化し、社債スプレッドの拡大材料になりました。しかし一方で、米国の投資適格社債の最終利回りが上昇したことで資金流入も活発化しており、結局スプレッドは小動きにとどまっています。この流れは当面変わりにくいとみています。スプレッド水準は概ねフェアバリュー（適正価値）にあるとみており、小幅な変動を想定しています。米ドル・円相場については、足元ではトランプ大統領の為替政策に対する警戒感が台頭しており、やや円高圧力がかかっています。しかし通商政策以外の経済政策は全般に米ドル高につながりやすいとみており、米ドル・円相場は下支えされると想定しています。

※上記の今後の市場見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特徴

1. 主としてトヨタ自動車およびそのグループ会社*1の発行する内外の債券等*2に投資を行います。

- ファミリーファンド方式で運用を行います。

* 1 当ファンドでいうグループ会社とは、トヨタ自動車の国内外の連結子会社および持分法適用関連会社（非上場会社を含みます。）をいいます。

* 2 債券等とは、社債、資産担保証券（ABS）等を指します。

2. 発行体の信用状況、同一通貨建ての国債との利回りスプレッド等を考慮して投資を行います。

- 投資対象は、原則として、BBB格相当以上の格付けを有する発行会社の債券等、またはBBB格相当以上の格付けを有する債券等とします。
- 投資対象通貨は、シティ世界国債インデックス採用国とニュージーランドの通貨とし、1通貨の投資割合の上限は信託財産の純資産総額の50%程度までとします。

3. 通貨配分、債券発行各国の金利見通し、デレーション、流動性等を勘案し投資銘柄を決定します。

- 状況に応じて国内外の国債等を組み入れることがあります。

4. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは特化型運用を行います。

ファンドの実質的な投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率（10%）を超える支配的な銘柄が存在しており、ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行います。

ファンドの特化型運用においては、トヨタ自動車株式会社の連結子会社であるトヨタモータークレジット（Toyota Motor Credit Corporation）の発行する債券等ならびにトヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社のその他のグループ会社の発行する債券等に集中して投資を行いますので、これら銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

トヨタモータークレジット以外の同一の発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は合計で35%を超えないものとします（トヨタモータークレジットについては合計で50%を超えないものとします。）。

特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められたファンドの純資産総額に対する比率（10%）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

ファンドのリスクおよび留意点（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

基準価額の変動要因

ファンドは、主に内外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 価格変動リスク

● 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

● 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 投資銘柄集中リスク…特定の業種・銘柄の債券への集中投資は、基準価額が大幅に下落する要因です

ファンドは、原則として、トヨタ自動車およびそのグループ会社が発行する債券に限定して投資するため、特定の業種、発行体や銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、世界の債券市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

ファンドのリスクおよび留意点（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ 為替変動リスク・・・円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク・・・投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク・・・市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

[分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	年4回（毎年2月、5月、8月、11月の13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2016年9月30日から2026年8月13日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用等（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ファンドの費用

①投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 1.62%（税抜き1.5%）を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

②投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年0.8424%（税抜き0.78%） の率を乗じた額
その他の費用・ 手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社一覧（五十音順）

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号					
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号					※1

※1：2017年2月15日よりお取扱いを開始する予定です。

重要な注意事項

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。